

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 8 年 1 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 1 回定例総会議事録

署名委員 山田 正修

署名委員 里 和彦

奄美市農業委員会第1回定例総会議事録

1. 招集日時 令和8年1月26日(月) 午前9時30分～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	里 義文	8	榮 清安
2	朝 郁夫	9	西 盛満
3	茂木 幸生	10	山田 正修
4	与沢 裕美	11	岸田 国広
5	照井 香里	12	里 和彦
6	大瀬 昭信	13	中棚 昭三十
7	日高 千夏	14	田中 幹雄

4. 欠席委員 0名

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長	池 秀 平	事務局次長	勝 裕 美
笠利支所主幹兼分室長	中村 幸信	笠利町主幹	竹山 和幸
名瀬支所主査	別府真砂海	住用会計任用職員	朝井 光徳
笠利支所農林水産課主査	永田 智博		

6. 報告事項

- ・ 2月の総会日程について

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 非農地の認定について
- 議案第 4 号 奄美市農業振興地域整備計画の変更除外について
- 議案第 5 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約決定について
- 議案第 6 号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の利用権設定の決定について

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は14人です。総会は成立いたしました。これから、令和8年第1回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

議長

(岸田 会長)

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、10番 山田 委員と12番 里 委員のお二人を指名いたします。

《日程第2》

議長

(岸田 会長)

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第1号から議案第6号までの6件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(農業委員・推進委員からの異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。これにご異議ございませんか。

(農業委員・推進委員からの異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《日程第3》

議長

(岸田 会長)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、No.1～No.3について議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第1号の3条許可申請について

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は3件で売買3件の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

NO.1の申請農地につきまして、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字和野チヤラ川1筆の申請です。

農地区分は第2種農地でございます。

譲渡人の1筆の農地の面積は974㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、タンカンを栽培する予定です。

11 ページをお開き下さい。

NO.2の申請農地につきまして、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字和野字ヨヒ1筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は1,996㎡で売買による申請となります。

農地取得後は、タンカンを栽培する予定です。

20 ページをお開き下さい。

NO.3の申請農地につきまして、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字宇宿字池田原と上頭原2筆の申請です。

農地区分は第1種農地であります。

譲渡人の2筆の農地の面積は6,606㎡で売買による申請となります。
農地取得後は、パッションフルーツを栽培する予定です。
譲受人は現在〇〇で30ページに営農計画書が添付されております。

以上、3件の申請でございます。

(岸田 会長)

それではNo.1からNo.3について担当調査委員による譲受人、譲渡人、
土地について調査報告お願いいたします。

(与沢 委員) 譲受人についての説明

4番

4番、与沢です。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.1の譲受人
について調査報告致します。

1月16日午前9時30分頃、譲受人と譲渡人、竹山主幹と申請地で直
接お話を伺うことができました。

譲渡人と譲受人は昨年7月にも3条申請があり総会で承認を得ていま
す。前はサトウキビの規模拡大でしたが今回はタンカンを栽培するた
めの農地取得になります。今後は年齢的に手のかからない果樹にも挑
戦していきたいという思いから申請に至っています。

(与沢 委員) 譲渡人についての説明

4番

譲渡人について調査報告致します。

1月16日午前9時40分頃、申請地で譲渡人に確認したところ土地の
所在、および権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないこと
でした。

(与沢 委員) 土地についての説明

4番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.1の土地につ
いて調査報告致します。

1月16日午前9時30分頃、譲受、譲渡人の立ち合いの下、竹山主幹
と現地を確認致しました。

10ページをご覧ください。

和野の交差点から山側へ1キロ程進んだ場所に申請地があります。

現在は膝ぐらいまでの雑草が生えている程度で防風林に囲まれた場所
ですので刈り込めばすぐに植栽の準備が始められる状態です。

この申請地から上の土地には和野でタンカンを大規模に栽培されている果樹園が広がっていました。
周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。
農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号、第3項第2号ともに別紙の通りですので報告致します。
ご審議の程よろしく願いいたします。
以上報告いたします。

議長

(岸田 会長)

No.2の調査報告をお願いします。

4番

(与沢 委員) 譲受人についての説明

議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてNo.2の譲受人について調査報告致します。
1月16日午前9時10分頃、譲受人と譲渡人、竹山主幹と申請地でお話しを伺うことができました。
これまで譲受人は譲渡人の農地でサトウキビを栽培してきましたが今後はタンカンに変更しての利用を希望していることから譲渡と言う形での申請に至ったそうです。名義の取得後は果樹経営支援対策事業等を活用した新植を考えているとのことでした。

4番

(与沢 委員) 譲渡人についての説明

譲渡人について調査報告致します。
1月16日午前9時10分頃、申請地で譲渡人にお話しを伺いました。
土地の所在、および権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。

4番

(与沢 委員) 土地についての説明

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.2の土地について調査報告致します。
1月16日午前9時15分頃、譲受、譲渡人の立ち合いの下、竹山主幹と現地を確認致しました。
19ページをご覧ください。
こちらも和野交差点から山側へ500m程進んだ場所にあります。
先程のNo.1の申請地とは300mと近く車では1分で移動できる距離です。入り組んだ農道沿いにあり隣接する農地もわずかなことから周辺に影響はない立地かと思われます。
農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号、第3項第2号ともに別紙の通りですので報告致します。

<p>議長</p>	<p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。 以上報告いたします。</p> <p>(岸田 会長)</p> <p>No.3 の調査報告お願ひします。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(里 委員) 譲受人についての説明</p> <p>1 2 番、里です。 譲受人について1月19日午前9時頃、現地にて譲受人より土地2筆について話を聞くことができました。 調査にあたりましては大瀬委員、肥後推進委員、竹山主幹、私の4人で調査致しました。 譲受人より申請書のおおりに間違いありませんとの事でした。 皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>笠利 事務局</p>	<p>(竹山 主幹) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法3条の規定による許可申請についてNo.3 について調査報告致します。 譲渡人が〇〇市に居住しているため1月20日火曜日午前8時40分頃に電話でお話を聞くことができました。 土地の所在、および権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いのないことでした。 皆様のご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
<p>6 番</p>	<p>(大瀬 委員) 土地についての説明</p> <p>6 番、大瀬です。 農地法第3条の規定による許可申請についてNo.3 の土地の報告を致します。 1月18日月曜日、午前9時に譲受人、分室の竹山さん、委員の里さん推進委員の肥後さんと私と圃場近くで待ち合わせて、土地の調査をしました。 案内図28、29ページの畑はサトウキビが植えてあり耕作者に電話で確認したところ収穫後に返納するとの事です。 もう1筆の畑はサトウキビが収穫されており圃場は耕運されております。 農地法3条の調査書につきましては第2項第1号、同項第4号、同項第6号、第3項第2号ともに別紙の通りですので報告致します。 ご審議の程よろしくお願ひいたします。 以上報告いたします。</p>

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員の挙手)</p> <p>全員賛成であります。</p> <p>よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、No.1～No.3について審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p> <p>《日程第4》</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請、No.1について議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>議案第2号の5条許可申請について</p> <p>32ページをお開き下さい。</p> <p>No.1の申請内容といたしましては奄美市笠利町大字笠利字石原の1筆、254㎡の申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地であります。</p> <p>申請地は集落の外れにある〇〇の近くで住宅が点在している場所でございます。</p> <p>転用目的といたしましては一般住宅を建設する予定です。</p> <p>被害防除計画書、誓約書、代替地の検討など添付しております。</p> <p>以上、1件の申請です。</p>

議長

(岸田 会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1 番

(里 委員) 譲受人についての説明

1 番、里です。

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について No. 1 の譲受人についてご報告させていただきます。

1 月 1 5 日午前 9 時 2 0 分に笠利分室の竹山主幹、西推進委員、私と譲受人の申請地に於いて農地の現状確認及び聞き取り調査を行いました。実家の隣の倉庫を借りて間借りをして住んでいますが家族が増えて狭くなったので家を建築したいとの事でした。

代替地も 3 件ほど考えていましたが土地が広く、また農地に行く進入路が難しかったために断念したとの事でした。

土地の所在、及び権利の設定などに係る単価など記載内容に間違いのないとの事でした。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

1 番

(里 委員) 譲渡人についての説明

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について No. 1 の譲渡人についてご報告させていただきます。

先程の内容と一緒にですので割愛させていただきます。

譲受人から土地が見つからないと相談を受けたので農地を贈与する事に決めたとの事でした。

土地の所在、及び権利の設定などに係る単価など記載内容に間違いのないとの事でした。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

1 番

(里 委員) 土地についての説明

議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について No. 1 の土地についてご報告させていただきます。

1 月 1 5 日午前 9 時 2 0 分に笠利分室の竹山主幹、西推進委員、私と譲受人の申請地に於いて農地の現状確認及び聞き取り調査を行いました。

実家の隣の倉庫を借りて間借りをして住んでいますが家族が増えて狭くなったので家を建築したいとの事でした。この農地は平成 1 5 年度の県道の拡張工の移転の際に父親が購入した農地で元々は一つの農地でしたが分筆をした農地の一つとの事でした。

農地の現状は周りを高さ 5 0 cm 程コンクリート塀で囲んであり農地も綺麗に草刈りがしてあり事前着工もなく周りの農地への影響もなく問題ないと判断をしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請、No.1について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《 日程第5 》

議長

(岸田 会長)

議案第3号 非農地の認定について、最初にNo.1～No.4を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

議案第3号 非農地証明願いについて

44ページをお開き下さい。

今回の申請は名瀬地区1件、笠利地区3件の申請です。

45ページをお開き下さい。

No.1の申請地つきましては奄美市笠利町大字外金久の1筆の申請です。
農地区分は第2種農地であります。

47ページの位置図から申請地は笠利総合支所から北へ約600mに位置しております。

申請地の周辺は山林化されており、農地として利用できない状況でございます。

51ページをお開き下さい。

No.2の申請につきましては公正証書が提出されており土地の所有者が亡くなったため遺贈による所有権移転登記者が願出人となります。

No.2の非農地証明願いの申請者は遺贈による〇〇さんです。

申請地は平田町の7筆となります。周辺は住宅地で、既に家が建っており55ページの始末書、56から60ページにかけての写真も添付されております。

62ページをお開き下さい。

No.3の申請地につきましては奄美市笠利町大字須野字里の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

64ページの案内図から申請地は須野集落内にあり、現況説明の内容から今回の申請に至ったところです。

67ページをお開き下さい。

No.4の申請地につきましては奄美市笠利町大字喜瀬字イトン金久の2筆の申請であり農地区分は第2種農地であります。

70ページの案内図、写真等から当該地は一屯集落内に接続し原野化しており、今回の申請に至ったところです。

以上4件でございます。

議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>それでは担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
13番	<p>(中棚 委員) 願出人についての説明</p> <p>13番、中棚です。 非農地証明願いNo.1の報告致します。 1月16日、願出人に電話をかけたら本人と話しができました。 申請書類のとおりでありますとの事でした。</p>
13番	<p>(中棚 委員) 土地についての説明</p> <p>1月15日午前10時30分に願出人に電話しましたが出ませんでした。 現地の畑の立ち合いをお願いしようと思いましたが連絡がつかないので、 1月15日午後2時に事務局の竹山主幹、大瀬委員、私で畑を確認しました。 土地は登記簿上畑で、現況は山林になっています。 この畑に行く道はありません。 非農地で間違いないと思います。 農業委員の皆さまのご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(岸田 会長)</p> <p>続いてNo.2の調査報告をお願いします。</p>
9番	<p>(西 委員) 願出人についての説明</p> <p>9番、西です。 1月17日土曜日、午後1時頃願出人に連絡をしたところ東京にいてしばらく帰らないという事で電話にて聞き取りをしました。 34年前から農地と知らず宅地として無断転用してしまいました。 始末書も添付されております。 土地の地番、面積とも申請書通り間違いないという事です。 以上です。</p>
10番	<p>(山田 委員) 土地についての説明</p> <p>10番、山田です。 非農地証明願いNo.2の土地について報告します。 この土地は現在、農地として耕作できないので非農地にとの、願出ではなく写真も提出されていますが、平成3年頃から住宅が建てられているよ</p>

うですので、追認という事になります。
場所も名瀬聖母幼稚園の隣の住用町側で確定できますので1月20日の午後5時頃目視で確認をしました。提出写真の通りで間違いありません。以上、ご報告いたします。
ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

(岸田 会長)

続いてNo.3の調査報告をお願いします。

1番

(里 委員) 願出人についての説明

1番、里です。
議案第3号非農地の認定においてNo.3の願出人のご報告をさせていただきます。
1月15日午前9時に笠利分室の竹山主幹、西推進委員、私と願出人と申請地において農地の現状確認調査及び聞き取り調査を行いました。
土地の所在および記載内容に間違いのないことでした。
ご審議の程よろしく願いいたします。

1番

(里 委員) 土地についての説明

土地についてご報告させていただきます。申請にも記載されていますがこの農地は平成17年度の県道拡張工事にともない21年以上農地として利用していないとの事でした。
現在は雑草が茂り原野化状態でした。すぐ前が須野川であり、海岸が近い
ため北風が強く風の強い日には塩害がひどく農地においても石混じりの農地
で硬く隣の宅地より一段下がっているために雨がふるたびに雨水が溜まると
のことでした。
事前着工もなく問題ないと判断をしました。
場所においては県道をアヤマル岬方向から笠利方向に進み須野集落の中心
近くの須野川の手前の左側にあります。
ご審議の程よろしく願いいたします。

事務局

(岸田 会長)

続いてNo.4の調査報告をお願いします。

10番

(山田 委員) 願出人についての説明

非農地証明願No.4の件について報告いたします。
1月22日、午後3時10分に願出人へ電話で確認を致しました。

申請書にも記載されていますように平成11年に父親から相続を受けてから休耕地となっています。
土地の表示も記載通りで間違いなく今後もその土地を使って農業をするつもりもありませんとのことでした。
以上、ご報告いたします。
ご審議の程よろしく願いいたします。

5 番

(照井 委員) 土地についての説明

非農地証明No.4について土地の調査報告を致します。
1月19日午後1時30分、竹山主幹、西推進委員で現地確認致しました。
龍郷方面から喜瀬に下る途中、国道58号線沿い左側に位置しております。
国道沿いからは中の様子が見えないくらい木や草が生い茂っております。
申請地左側は山となっており国道からは背丈の高い木も見えました。
海側からは敷地内にブロック塀のようなものが見えましたが木々など生えており中に入るのも厳しい状況でした。
非農地願いもやむを得ないと思います。
以上、報告いたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対するNo.1～No.4の質疑に入ります。

質疑はありませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員の挙手)

全員賛成であります。

よって、議案第3号 非農地の認定No.1～No.4について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

《日程第6》

(岸田 会長)

議案第4号 奄美市農業振興地域整備計画の変更、除外について議題といたします。

それでは、事務局から議案の説明を求めます。

事務局

(池 局長)

74ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、除外1件の申請があります。

申請書につきましては農振の担当者であります笠利総合支所農林水産課農政水産係 永田 主査 から説明のほどよろしくお願いいたします。

(永田 主査)

笠利農林
水産課

笠利農林水産課の永田です。

今回の案件につきましては、除外申出1件のみとなります。

では、資料に基づいて説明させていただきます。

件1 (No.1) 申請者は ○○ 氏 であります

申出地は奄美市笠利町大字万屋字永ハサマ、地目は原野です。

申出面積は5,309㎡

変更理由は避難場所設置のための駐車場とする除外の申出であります。

当該土地は、笠利支所から南東へ約2.5キロに位置し、集団性を有する農用地区域のはずれに存在しております。

地域計画には含まれておりません。

土地面積が6,023㎡となっておりますが、そのうちの5,309㎡の申請となります。

当該土地は、旧○○と旧○○の合筆により○○番となり、旧○○が農振農用地であったため、その部分に当たる面積の除外となります。

申出理由としましては、土地所有者である○○氏が災害等の際の避難場所整備の為であり、除外の申出であります。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

議長

(岸田 会長)

それではNo. 1 の担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。

13番

(中棚 委員) 願出人についての説明

議案第4号農振整備計画変更の意見書、申出者〇〇さんの報告をいたします。

1月15日午前9時30分に電話で申請書の確認をしました。

変更内容理由など聞きました。変更理由は、避難場所駐車場を整備する為ですので農業委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。とのことでした。

以上です。

6番

(大瀬 委員) 土地についての説明

6番、大瀬です。

農振除外変更申請、No. 1 について土地の調査報告を致します。

1月15日、木曜日午後1時30分に、笠利分室の竹山さん、農振担当の永田さん、中棚委員と私で土地の調査確認をしました。変更申請する土地は79ページの案内図の〇〇体育館の反対側の県道沿いにあり、地目は原野で申請地は40～50年放棄地されており、モクマオや雑木が生い茂り森林化の状態です。

委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成少数であります。

よって、議案第4号奄美市農業振興地域整備計画の変更によるNo. 1 について、「不適當」という意見を市長に答申することに審議の結果決定いたしました。

議長

《日程第7》

(岸田 会長)

議案第5号 奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理機構）合意解約の決定と

議案第6号 奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理機構）利用権設定の決定について議題といたします。

議案に入る前に5番 照井 委員の案件があるため退出の程、宜しくお願ひ致します。

それでは事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(池 局長)

87ページをお開き下さい

先ずは議案5号農用地利用集積計画（合意解約）の決定について説明致します。

89ページの管理表をお開き下さい。

合意解約につきましては笠利地区の1件で1,353㎡、となっております。

解約の理由につきましては、売買のため解約となります。

議案6号農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について説明致します。

93ページの名瀬地区の管理表をお開き下さい。

今月の契約に関しましては名瀬地区が3筆で3,229㎡、3筆とも賃貸借契約でタンカンとパクチーを栽培する予定であります。

95ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。笠利地区については5筆で11,722㎡です。

1番～3番につきましては賃貸借契約で11月に解約した〇〇さんの農地を再契約するものです。

番号の4番、5番に関しましてはマンゴーを栽培し使用貸借契約するも

のです。

以上でございます。

議長

(岸田 会長)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第5号、6号について承認することに決定いたします。

5番 照井 委員の入室を許可します。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

連絡事項等があるようでしたら、協議会へ移します。

事務局

< 協議会 >

1. 連絡事項

- ・各地区毎の農地パトロールの巡回指導について

- ・令和8年2月の日程について

申請締め切り日 2月5日 木曜日

事前協議の日程 2月13日 金曜日 9:30～ 3F会議室

事前協議委員 中棚 委員 与沢 委員 山田 委員

柿園 推進員

- ・総会の日程 2月25日 水曜日 9:30～ 5F会議室

それでは、正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

閉 会

令和8年1月26日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 山田 正修
署名委員 里 和彦
作成者 池 秀平

